



山形県公報

平成28年6月24日（金）
第2757号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 知事の職務代理者を定める規則……………（人 事 課）…737
- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）…738
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則……………（子育て支援課）…739

訓 令

- 山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………（税 政 課）…740

告 示

- 山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する
規程……………（子育て支援課）…741
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（地域福祉推進課）…742
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…743
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…744
- 土地改良区の定款変更の認可……………（ 同 ）…同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（ 同 ）…745
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…746
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（ 同 ）…747
- 同……………（最上総合支庁建築課）…同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（総務厚生課）…748

規 則

知事の職務代理者を定める規則をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第52号

知事の職務代理者を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条各号に掲げる部の長の職にある職員とし、その代理する順序は、同条各号の順序によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第1条に規定するもの」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）に規定する地方法人特別税」に改める。

第7条第1項中「第67条の2第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第2項中「第67条の2第4項」を「第67条第4項」に改める。

附則第10項第2号中「附則第3条の2の15」を「附則第3条の2の14」に改め、同項第3号中「附則第3条の2の16」を「附則第3条の2の15」に改める。

別表2県民税の項中「第71条の14第5項及び法第71条の15第4項」を「第71条の14第6項及び法第71条の15第5項」に、「第71条の35第6項及び法第71条の36第4項」を「第71条の35第7項及び法第71条の36第5項」に、「第71条の55第6項及び法第71条の56第4項」を「第71条の55第7項及び法第71条の56第5項」に改め、同表3事業税等の項中「第72条の46第5項及び法第72条の47第4項」を「第72条の46第6項及び法第72条の47第5項」に、「第67条の2第2項」を「第67条第2項」に改め、同表4の2県たばこ税の項中「第74条の23第4項」を「第74条の23第6項」に、「第74条の24第4項」を「第74条の24第5項」に改め、同表5ゴルフ場利用税の項中「第90条第4項」を「第90条第6項」に、「第91条第4項」を「第91条第5項」に改め、同表7自動車税、自動車取得税の項中「及び法第129条第4項」を「法第129条第4項、法第132条第6項及び法第133条第5項」に改め、同表7の2軽油引取税の項中「第144条の47第5項」を「第144条の47第6項」に、「第144条の48第4項」を「第144条の48第5項」に改める。

別記第18号様式中

個人番号	住（居）所

を

住（居）所

に、

	個人番号	
--	------	--

を

「」に改め、同様式の注書中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 相続人又は相続人の代表者が法人である場合は、「氏名」の欄には、当該法人の名称及び法人番号を、「住（居）所」の欄には、当該法人の事務所又は事業所の所在地を記載してください。別記第92号様式中「あん分率」を「按分率」に改める。

別記第93号様式（表）中

特定あん分率
確定あん分率

 を

特定按分率
確定按分率

 に改め、同様式（裏）中「確定あん分率」を「確定按分率」に、「あん分率」を「按分率」に、「あん分率の」を「按分率の」に改め、同様式別表1中

「

あん分率 (イ)

」を「

按分率 (イ)

」に改め、同様式別表2中

あん 分率 (ア)

 を

按 分率 (ア)

 に改め、同表の注書第1項

中「あん分率」を「按分率」に改め、同様式別表5中「平成19年度あん分率」を「平成19年度按分率」に改める。別記第98号の3様式（裏）の注書第2項中「20パーセント」を「20パーセント、5：25パーセント、6：25パーセント+5パーセント、7：30パーセント）」に、「40パーセント」を「40パーセント、3：45パーセント、4：50パーセント」に改める。

別記第98号の4様式（裏）の注書第2項及び別記第98号の5様式（裏）の注書第1項中「20パーセント」を「20パーセント、5：25パーセント、6：25パーセント+5パーセント、7：30パーセント」に、「40パーセント」を「40パーセント、3：45パーセント、4：50パーセント」に改める。

別記第112号の3様式中 「氏 名 [㊤] 電話 番」を 「氏 名 [㊤] 個人番号 電話 番」に改

める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第10項第2号及び第3号、別記第92号様式並びに別記第93号様式の改正規定は公布の日から、第4条の2第1項並びに第7条第1項及び第2項の改正規定並びに別表3事業税等の項の改正規定（「第67条の2第2項」を「第67条第2項」に改める部分に限る。）は同年4月1日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第54号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「において同じ」を「及び附則第9項において同じ」に、「園児が幼保連携型認定こども園を利用する時間内」を「開園時間」に改める。

第7条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府令、文部科学省令、厚生労働省令第7号）第1項に規

定する公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業を実施する場合

第7条第2項中「前項第1号」を「前項第1号及び第2号」に、「同号に規定する食事の提供について、同号」を「これらの規定」に改め、同条第3項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

第14条中「同規則」を「児童福祉施設基準規則」に改め、同条の表中「同法」を「認定こども園法」に改める。

附則第5項中「第7項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表中「同規則」を「児童福祉施設基準規則」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の資格に係る特例）

- 8 開園時間のうち幼保連携型認定こども園を利用する園児の数が少数である時間帯において、第4条第2項第1号から第4号までの規定により算定した同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合における同項ただし書の規定により置かなければならない職員のうち1人は、当分の間、同項の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者としてすることができる。
- 9 職員は、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて第4条第2項の規定により算定した職員の数を超える場合における職員は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて同項の規定により算定した職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により職員を小学校教諭等免許状所持者又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第13号

総 務 部
総 合 支 庁

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

山形県県税事務取扱規程（昭和38年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第1条に規定するもの」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）に規定する地方法人特別税」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第615号

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程（平成18年10月県告示第932号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

(保育に従事する者の資格の特例)

- 2 開園時間のうち認定こども園を利用する子どもの数が少数である時間帯において、条例別表第1項第2号イからニまでの規定により算定した保育に従事する者の人数が1人となる場合における同表第2項第1号から第3号までの規定により保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない者のうち1人は、保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。
- 3 条例別表第2項第1号及び第3号の規定により保育士でなければならない者は、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。
- 4 条例別表第2項第2号の規定により幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士でなければならない者は、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる保育に従事する者の総数が利用定員に応じて条例別表第1項第2号の規定により算定した保育に従事する者の数を超える場合における同表第2項第1号から第3号までの規定により保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない者は、開園時間を通じて必要となる保育に従事する者の総数から、利用定員に応じて同表第1項第2号の規定により算定した保育に従事する者の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 条例附則第2項の規定により次の表の左欄に掲げる規定の定めるところにより同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、条例別表第1項第2号の規定により置く保育に従事する者の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	条例別表第2項第1号及び第3号の規定により保育士でなければならない者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第4項	条例別表第2項第2号の規定により幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士でなければならない者	小学校教諭等免許状所持者
前項	条例別表第2項第1号から第3号までの規定により保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない者	保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同様の知識及び経験を有すると知事が認める者

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
太 田 医 院	酒田市寿町5番9号	平成28. 4. 30
ト リ ム 薬 局 東 根 店	東根市温泉町二丁目5番23号	同 5. 31

山形県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
認知症対応型デイサービスセンター馬見ヶ崎	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	山形市桜町一丁目17番23号	平成28. 6. 1
リコリス調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市みずほ一丁目2番22号	同 5. 23
なの花調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市若竹町二丁目3番4号	同

山形県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ヘルパーステーションCALM
米沢市東大通一丁目2番34号2

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市門東町二丁目2番34号	米沢市東大通一丁目2番34号2	平成28. 4. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアセンターなごみ
米沢市門東町二丁目8番38号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市堀川町4番31号	米沢市門東町二丁目8番38号	平成28. 4. 1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

フランスベッド株式会社メディカル山形営業所
山形市芳野26番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市上町二丁目4番16号	山形市芳野26番地	平成28. 5. 23

山形県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	村 上 誠	鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地1
同	佐 藤 吉 紀	同 川尻字蔵ノ下24番地
同	丸 山 計 治	同 羽黒町荒川字花沢172番地
同	齋 藤 源 一	同 大口字宮ノ下32番地1
同	高 橋 和 夫	同 東堀越字桔梗出8番地

同	五十嵐 均	同	羽黒町川行字川原15番地
同	澁谷 淳一	同	楳字砂田10番地
監事	成澤 仁	同	大川渡字中谷地字13番地
同	本間 薫	同	羽黒町川代字中川代156番地
同	岡部 一明	同	荒川字荒泉橋29番地

山形県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年6月24日

山形県知事 吉村 美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	村上 誠	鶴岡市羽黒町野荒町字北田11番地1
同	佐藤 吉紀	同 川尻字蔵ノ下24番地
同	齋藤 源一	同 羽黒町大口字宮ノ下32番地1
同	高橋 和夫	同 東堀越字桔梗出8番地
同	澁谷 淳一	同 楳字砂田10番地
同	野口 一憲	同 羽黒町金森目字村ノ内54番地
同	丸山 成人	同 荒川字宮東6番地3
監事	齋藤 義昭	同 玉川字玉川79番地
同	成澤 久	同 大川渡字前千刈5番地
同	齋藤 透	同 羽黒町川代字中川代268番地

山形県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年6月24日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 土地改良区の名称
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

- 3 認可年月日
平成28年6月15日

山形県告示第622号

笹川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成28年6月16日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成28年6月27日から同年7月26日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大野目三丁目79番から 同 浜崎11番7まで	旧	23.1 メートル } 8.2	72 メートル
山形市大野目三丁目14番から 同 四丁目294番6まで		35.0 メートル } 7.8	同 上
同 上	新	35.0 メートル } 7.8	同 上

山形県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北山形停車場大野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市浜崎6番から		旧	28.3メートル	42メートル
同 8番まで			16.0	
山形市浜崎6番から		新	34.1メートル	124メートル
同 10番1まで			16.0	

山形県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 北山形停車場大野目線
- 2 供用開始の区間 山形市浜崎6番から
同 10番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年6月24日

山形県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁田山平岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡金山町大字下野明字下野明向975番3から		旧	39.0メートル	218メートル
同 上台字向川原1265番10まで			10.0	
同	上	新	19.0メートル	同上
			10.0	

山形県告示第627号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第163号
- 2 指定の場所 東根市神町東三丁目36番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 97.61メートル
- 4 指定年月日 平成28年6月16日

山形県告示第628号

次の開発行為は、完了した。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年1月27日 指令村総建第146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字東根元東根字白金4691番3、4692番2、4692番3、4693番、4692番1の一部、5137番2の一部及び5151番13の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
天童市長岡北四丁目7番18号 株式会社全農ライフサポート山形

山形県告示第629号

次の開発行為は、完了した。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年1月25日 指令最総建第23号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
最上郡最上町大字向町字愛宕前539番9の一部、683番の一部、687番1の一部、687番11の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
最上郡最上町大字向町644 最上町長 高橋 重美

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第44号**

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記第37号様式の5その1の備考第4項第2号中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第37号様式の6の備考第4項第2号イ中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同号ロ中「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」に改める。

別記第37号様式の7の備考第4項第2号イ中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同号ロ中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

別記第37号様式の8その1の別紙その2第1号中「15,300」を「15,800」に改め、同様式その2の別紙の備考第1項第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同項第2号中「365,000円＋4円88銭」を「375,500円＋5円2銭」に改め、同様式その3の別紙の備考第2項第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同項第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム改修業務（人事評価制度対応） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成28年5月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 113,390,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年4月5日